

令和7年宇治田原町予算特別委員会

令和7年12月12日

午前10時開議

議事日程

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第58号 | 令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 議案第63号 | 宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第3 | 議案第64号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第4 | 議案第65号 | 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第5 | 議案第66号 | 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第6 | 議案第59号 | 令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第60号 | 令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第61号 | 令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第62号 | 令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号） |

1. 出席委員

委員長	1番	谷 口 茂 弘	委員
副委員長	3番	堀 口 宏 隆	委員
	2番	光 島 善 正	委員
	5番	山 本 精	委員
	6番	今 西 利 行	委員
	7番	浅 田 賢 茂	委員
	8番	上 野 雅 央	委員
	9番	山 内 実貴子	委員
	10番	藤 本 英 樹	委員
	11番	田 中 大 典	委員

12番 原 田 周 一 委員

1. 欠 席 委 員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	勝 谷 聰 一 君
教 育 長	南 亮 司 君
総 務 政 策 監	奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長	村 山 和 弘 君
健 康 福 祉 理 事	立 原 信 子 君
建 設 事 業 理 事	垣 内 清 文 君
教育次長兼学校教育課長	矢 野 里 志 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君
総 務 課 課 長 補 佐	松 原 慎 也 君
福 祉 課 長	太 田 智 子 君
子 育 て 支 援 課 長	廣 島 照 美 君
健 康 対 策 課 長	岡 崎 一 男 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
専 門 官	長 谷 川 み ど り 君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、去る12月8日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）をはじめとする補正予算5議案及び関係条例の改正4議案を併せて合計9議案につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開会いたします。

ここで委員長として一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。

この1年間、委員の皆様のご支援、ご協力をいただき、過大なく務めることができ、大変厚く御礼を申し上げます。

申合せにより、任期が1年となっております。ここに1年間、予算特別委員会の委員会運営につきまして、無事終了させていただきましたことを心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時02分

○副委員長（田中大典） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（藤本委員長 除斥）

○副委員長（田中大典） 早速ですが、藤本委員長より、委員長を辞職したい旨の辞職願が提出されました。

委員長及び副委員長の辞任に当たっては、委員会条例第11条により、委員会の許可を得なければならないとされていますことから、ただいまより、藤本委員長の辞任許可についてお諮りしたいと思います。辞任について、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中大典） 異議なしと認めます。よって、藤本委員長の辞任は許可されたものといたします。

（藤本委員 入室）

◎委員長の選任について

○副委員長（田中大典） この際、委員長の選任を日程に追加し、委員長の選任に移りたいと思います。

委員長の選任は、委員会条例第7条により、委員会において互選するものとされております。どのように選任したらよろしいでしょうか。

（「議長一任で」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中大典） 議長一任に異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中大典） 議長よりお願ひいたします。

○議長（原田周一） ただいま、議長一任ということでございましたので、私のほうから指名させていただきます。

委員長に谷口委員を指名させていただきます。

○副委員長（田中大典） これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中大典） 谷口委員、委員長席にお移りください。

○委員長（谷口茂弘） 皆様、改めまして、おはようございます。

ただいま、選任いただきました谷口でございます。

予算特別委員会が円滑に運営できますよう、委員各位のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○委員長（谷口茂弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（田中副委員長 除斥）

○委員長（谷口茂弘） 早速ですが、田中副委員長より、副委員長を辞任したい旨の辞任届が提出されました。

委員長及び副委員長の辞任に当たっては、委員会条例第11条により、委員会の許可を

得なければならないとされていますことから、ただいまより、田中副委員長の辞任許可についてお諮りしたいと思います。辞任について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（谷口茂弘） 異議なしと認めます。よって、田中副委員長の辞任は許可されたものといたします。

(田中委員 入室)

○委員長（谷口茂弘） 田中委員。

○委員（田中大典） ここで、副委員長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ここに1年間、委員長を補佐し、無事に副委員長の職務を終了させていただきましたこと、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

◎副委員長の選任について

○委員長（谷口茂弘） ただいま副委員長が欠員となりました。

この際、副委員長の選任を日程に追加し、副委員長の選任に入りたいと思います。ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（谷口茂弘） では、副委員長の選任について、どのようにさせていただければよろしいでしょうか。

(「議長一任で」と呼ぶ者あり)

○委員長（谷口茂弘） 議長一任の声がありました。議長一任に異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（谷口茂弘） それでは、議長、よろしくお願ひします。

○議長（原田周一） 私のほうから指名させていただきます。副委員長には、堀口委員を指名いたします。

○委員長（谷口茂弘） ただいま、議長より、副委員長に堀口委員のご指名がありましたか、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（谷口茂弘） それでは、副委員長に堀口委員、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（堀口宏隆） 堀口です。

谷口委員長と共に、円滑な運営ができますよう努めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（谷口茂弘） ここで、暫時休憩をいたします。

休 憇 午前10時09分

再 開 午前10時11分

○委員長（谷口茂弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、皆様、おはようございます。

着座にて失礼いたします。

先ほど、前委員長のご挨拶にもございましたが、本日の委員会は、去る12月8日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）をはじめとする補正予算5議案及び関係条例の改正4議案を併せて合計9議案につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聰一） 皆さん、改めまして、おはようございます。

12月の定例会も3日から開会をいただきまして、そしてこの間、一般質問、そして総務建設常任委員会、そして文教厚生常任委員会ということで、大変ご苦労さまでございました。

また、本日は、予算特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。最後まで、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

そして、これまで藤本前委員長、そして田中前副委員長におかれましては、お世話になりました、ありがとうございました。

また、新しくご就任をされました谷口委員長、そして堀口副委員長におかれましては、大変ご苦労をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本特別委員会に付託されました議案につきましては、先ほどもございましたが、12月8日に追加上程をさせていただきました議案の第58号から第62号までの各会計補正予算5議案と議案第63号から第66号までの条例関係4議案、合計9議案でございます。

後ほど各議案の説明をさせていただきたいと存じますが、慎重なご審査を賜りまして、可決すべきものと決していただきますようお願ひを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○委員長（谷口茂弘） ありがとうございました。

それでは、お手元に配付しております日程表により審査を行います。

予算審査の進め方といたしましては、日程にありますように、先に一般会計補正予算、

続いて所管の特別委員会補正予算、また企業会計補正予算の順で進めています。関係条例につきましても、補正予算説明後、併せて議題といたします。

討論、採決にあっては、全ての所管分が終了した後、議案順に行いたいと思います。これより議事に入ります。

◎議案第58号、議案第63号～議案第66号の説明、議案第58号の質疑

○委員長（谷口茂弘）　日程第1、議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之）　議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案書1ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ7,107万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ59億587万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、主要事項調書並びに横表の資料によりまして、ご説明を申し上げます。A4横表の資料をご覧いただけますでしょうか。

項番1、職員人件費でございます。

改正内容につきましては、後ほど条例議案のところで、理事より詳細をご説明申し上げますけれども、人事院勧告に基づく給料表の改定と期末・勤勉手当の支給月数の改定、通勤手当等の見直しとともに、人事異動等に伴う増減を行うものでございます。

一般会計分といましては、事業の概要欄、括弧書きのとおり、給与改定分で2,432万2,000円増加いたします一方で、人事異動に伴う減額が1,666万4,000円ございますことから、差引きをいたしまして、765万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、項番2、項番3、項番6、それぞれ介護特会、国保特会、下水道事業会計に係る主に人件費の繰出金等でございます。

こちらも同様に給与会計及び人事異動等に伴う職員人件費の変更等受けまして、一般会計が負担する額を補正するものでございますので、個別の説明を割愛させていただきまして、項番4、子育て支援課所管の物価高対応子育て応援手当支給事業費でございます。

こちらは、主要事項調書の1ページも併せてご覧ください。

強い経済を実現する総合経済対策に基づきまして、物価高騰の影響を受けている子育

て世帯を支援するため、高校3年生世代までの子どもたちを対象に、一人当たり2万円を現金給付するもので、国の交付金を財源に、給付費と事務費を合わせまして2,635万9,000円を計上いたしました。

支給方法といたしましては、下段のイメージにございますとおり、受給意向をお伺いした後、児童手当の支給先口座へ振り込むスキームが示されているところでございます。

次に、項番5、上下水道課所管の水道事業会計負担金でございます。

こちらは、主要事項調書の2ページをご覧ください。

政府の総合経済対策に基づく物価高対策といたしまして、あまねく世帯、そして事業者への経済的負担の軽減を図るため、水道料金の基本料金部分を全額減免するために要する費用について、こちらも交付金を財源に一般会計にて負担をするものでございまして、一期2か月分として1,132万1,000円を計上いたしました。

早期の手当てを行うべく、請求月ベースで申しますと、旧田原地域は来年2月検針分、旧宇治田原地域については来年3月請求分を対象に実施を予定しております。

続きまして、項番7、学校教育課所管の小中学校給食費支援事業費でございます。

こちら主要事項調書は3ページを併せてご覧ください。

こちらも国の交付金を財源といたしまして、物価高騰に伴う保護者の経済的負担軽減を目的に、小中学校における3学期の給食費を町が全額負担するための費用を追加するもので、849万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、横表資料は1枚おめくりをいただきまして、項番8、議員報酬等でございます。

議員報酬に係る期末手当の支給月数を0.05月引き上げる改正に伴いまして、所要額の17万4,000円を追加するものでございます。

最後に、項番9、会計年度任用職員報酬等でございますが、こちら項番1でご説明を申し上げました一般職の給与改定に準じまして、会計年度任用職員に係る給料表の改定と期末・勤勉手当の支給月数が引上げとなりますことから、全体で1,124万1,000円を追加するものでございます。

以上、一般会計補正に係る説明とさせていただきます。

○委員長（谷口茂弘） 次に、人件費補正予算に関連いたします議案として、日程第2、議案第63号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、日程第3、議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについ

て及び日程第4、議案第65号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて並びに日程第5、議案第66号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを併せて議題といたします。

当局より関連します条例改正4議案について説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 改めまして、おはようございます。

私のほうから、議案第63号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほう申し上げます。

議案第63号の資料のほうをご覧いただきたいと存じます。

まず、1、趣旨でございますが、令和7年8月7日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じまして本町の一般職等に係る給与につきまして、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる等の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)いたしまして、給料表の改定につきましては、初任給を高卒で1万2,200円、大卒で1万2,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象に、給料表の引上げ、平均改定率3.3%の改定を行うものでございます。

(2)期末・勤勉手当支給月数の改定につきましては、一般職員でそれぞれプラス0.025月、合計でプラス0.05月、再任用職員と特定任期付き職員もそれぞれプラス0.025月、合計でプラス0.05月分を改定するものでございます。

(3)は、期末・勤勉手当支給月数の均等化ということで、令和8年度6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分するものでございます。

(4)通勤手当の改定につきましては、自動車等使用者に対する通勤手当につきまして、民間の支給状況等を踏まえ、200円から最大7,100円の改定を行うものでございます。

(5)宿日直手当の改定につきましては、勤務実態に係る支給限度額を4,400円から4,700円に引き上げるものでございます。

最後に、施行期日につきましては、上記の(1)、(2)、(4)、(5)が公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用、(3)につきましては令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第64号です。

64号の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほう申し上げます。

議案第64号の資料、よろしいでしょうか。

こちらは、まず、趣旨でございますが、先ほどの一般職と同じく令和7年8月7日の人事院勧告に基づく、こちらは特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、本町の特別職の職員に係る期末手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)期末手当支給月数の改定につきましては、町長、副町長及び教育長の現行の年間3.45月から3.50月に0.05月引き上げるものでございます。

(2)は、先ほどの議案と同様に令和8年度6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するものでございます。

(3)施行期日につきましては、上記の(1)が公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用、(2)につきましては令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第65号です。

65号の資料、ご覧いただきたいと思います。

宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

まず、1、趣旨でございますが、こちらも先ほどの特別職と同じく、町議会議員に係る期末手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、期末手当支給月数の改定につきましては、現行の年間3.45月から3.50月に0.05月引き上げるものでございます。

(2)も先ほどの議案と同様に支給月数が均衡になるよう配分するものでございます。

3の施行期日につきましても同様に(1)が公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用、(2)につきましては令和8年4月1日から施行するものでございます。

最後になりますが、議案第66号でございます。

宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

まず、1、趣旨でございますが、こちらも同様です。会計年度任用職員の給料表を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、給料表の改定につきましては会計年度任用職員給料表を引き上げ、一般職給料表の1級及び2級と同額とするものでございます。表につき

ましては、参考にフルタイム勤務の場合の給料月額を記載させていただいております。

参考といたしまして、期末・勤勉手当の支給月数につきましても、一般職の給与条例の規定を準用するとされておりすることから、人事院勧告に伴う一般職の給与条例の改定に伴い、支給月数が引上げとなるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上、4議案についての説明とさせていただきます。

○委員長（谷口茂弘） 説明が終わりました。

日程第1から順次質疑に入りたいと思います。

まず、議案第58号に係る関係課所管分について、質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 一点だけ、主要事項調書の1ページ、物価高騰対応子育て応援手当支援事業費なんですけれども、令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに生まれる新生児を含むと書いてるんですけども、まだ生まれておられない新生児への支給はどうのように行うのか、出生届を受理した段階で給付意思を確認して、給付手続を行うのか、その辺確認したいんですけども。

○委員長（谷口茂弘） 廣島課長。

○子育て支援課長（廣島照美） 新生児への子育て応援手当の支給についてでございますが、出生届を出された際には、児童手当の手続もされることになると思います。その際に、同時にこの子育て応援手当の申請もしていただきて、対応してまいりたいと考えております。

○委員長（谷口茂弘） 大丈夫ですか。ほかに質疑はございませんか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 同じく主要事項調書の2ページの水道事業会計負担金ということで、今回物価高対策ということで、特に広く給付という意味から水道料金の基本料金の減免をまたしていただくということで、いろんな年齢層がおられる中で、こういう広く給付をしていただくということには大いに賛成しております。

2月、3月のみということですが、できる限りこういう対策をしているということの周知というか、今までも検針票等に物価高減免対象か何かそういうメモ書きがあったとは思うんですけども、そういうふうにしっかり取り組んでいるということも周知をしていただきたいと思います。何かありましたら、お願ひします。

○委員長（谷口茂弘） 下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜）　過去3回ほど基本料金の減免を行ってまいりましたが、その際には広報、ホームページ、さらに特別にチラシを作りまして新聞の折り込み、さらにはその検針票のコメント欄に減免を行っていることを書いております。

これから、取組に当たりましても、さらにPRのほうも追加していこうと検討していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口茂弘）　山内委員。

○委員（山内実貴子）　いつも周知に取り組んでいただいていることは十分承知をしていますが、またしっかりと皆さんに伝わるようによろしくお願ひします。

○委員長（谷口茂弘）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘）　ないようですので、日程第1、議案第58号の質疑を終わります。

◎議案第63号の質疑

○委員長（谷口茂弘）　次に、日程第2、議案第63号について質疑のある方は举手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹）　議案第63号の4番目の通勤手当の改定なんですけれども、これ国に基づくものというのは分かっているんですけども、今年中にガソリンの暫定税率が廃止されて、1リットル当たり25.1円の値下げが期待されているような中、通勤手当を引き上げるというのはちょっと矛盾しているんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考え方というのはいかがですか。

○委員長（谷口茂弘）　村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘）　委員お見込みのとおりでございまして、通勤手当等につきましては、人事院勧告、ここ準拠を基本としておりますので、今回先ほどもご説明させていただいたとおり、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて改正するということで、ご理解を賜りたいと思います。

国家公務員の通勤手当、人勧につきましては、給料表とともに一緒なんですが、民間の支給状況等を踏まえて改正されているということで、その点につきましてもご理解賜りたいと思います。

○委員（藤本英樹）　今の説明について分かりました。

○委員長（谷口茂弘）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） ないようですので、日程第2、議案第63号の質疑を終わります。

◎議案第64号の質疑

○委員長（谷口茂弘） 次に、日程第3、議案第64号について質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 物価高騰が続く中、賃金が上がらない状況ですけれども、多くの住民が経済的に苦しい状況に追い込まれていると思います。さらに、本町の財政は非常に厳しい状況が続いております。

このような中で、今回の期末手当の引上げの増額については、引上げを見送ることも考えられたのではないかと思いますが、その点いかがですか。

○委員長（谷口茂弘） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 先ほどの藤本委員のまた答弁にも関係すると思うんですが、基本的には人事院勧告に基づくということですんで、我々一般職につきましては一般職の国家公務員、特別職につきましてもこれまでから特別職の国家公務員の給与改定に準じて、改定をしているということでございますので、また次に出てまいります議会議員の報酬につきましても、議員さんも同じ考え方やないかなと思ってますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（谷口茂弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 特別職ということなんで、特別職、町長、どのように考えておられるのかお聞きします。

○委員長（谷口茂弘） 勝谷町長。

○町長（勝谷聰一） 現時点では提案をさせていただくとおりです。こちらのほうで上程をさせていただいて、ご可決いただきたいなと思っております。

（「では、結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（谷口茂弘） ないようですので、日程第3、議案第64号の質疑を終わります。

◎議案第65号の質疑

○委員長（谷口茂弘） 次に、日程第4、議案第65号について質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 全く一緒で、財政難で、歳出削減を行っている中での報酬等の増額はいかがなものと考えます。これは意見だけにしておきます。

○委員長（谷口茂弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） ないようでございますので、日程第4、議案第65号の質疑を終わります。

◎議案第66号の質疑

○委員長（谷口茂弘） 次に、日程第5、議案第66号について質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） ないようでございますので、日程第5、議案第66号の質疑を終わります。

◎議案第59号の説明、質疑

○委員長（谷口茂弘） 次に、日程第6、議案第59号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） 議案第59号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページ目に書いてございますように、予算総額に歳入歳出それぞれ410万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億848万7,000円とするものです。

議案書の後ろのほうについております概要資料の横表にて歳出予算の概要を説明させていただきたいと思います。

横表のほう、項番が1から4までございますけれども、1、2番につきましては一般会計のほうでご説明がありましたように、給与改定等に伴う正職員、会計年度任用職員の人事費に係るものでございます。

項番3番につきましては、被保険者の医療費のうち自己負担限度額を上回る高額療養費の増加見込みに伴うものでございます。

項番4番につきましては、電算システム整備に係る国庫補助金の過年度返還金となります。

この表の中ほどに財源内訳という欄がございます。

この特定財源の歳入の詳細になりますが、議案書の6ページ、7ページをご覧ください。

こちらのほうが、先ほどの横表の特定財源、それぞれの歳入の予算の内容を記載しておりますので、ご確認をいただけたらと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（谷口茂弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） ないようでございますので、日程第6、議案第59号の質疑を終ります。

◎議案第60号の説明、質疑

○委員長（谷口茂弘） 次に、日程第7、議案第60号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） 議案第60号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算概要横長の表をご覧ください。

まず、保険事業勘定におきまして、項目号1及び項目号3については、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費でございます。項目号1、項目号3、合わせて221万4,000円を補正するものでございます。

項目号2につきましては、介護保険法改正に伴うシステム改修に要する費用を48万5,000円補正するものでございます。

補正予算書をご覧ください。

予算書2ページでございます。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正というところでご覧いただきますと、歳入については国庫支出金24万2,000円、繰入金245万7,000円を追加しております。

歳出につきましては、総務費76万2,000円、地域支援事業費193万7,000円を追加しております。

合計の補正額は、歳入歳出とも269万9,000円の追加となり、補正後の予算総額を9億

1,266万2,000円とするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定でございます。

横表にお戻りいただきます。

横表の介護予防サービス事業計画作成費6万8,000円でございます。町職員の給料改定に準じ、会計年度任用職員に係る人件費を補正するものでございます。

補正予算書10ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正をご覧いただきますと、歳入につきましては繰越金6万8,000円を、歳出では事業費6万8,000円を追加しております。

補正後の予算総額を歳入歳出とも377万5,000円とするものでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（谷口茂弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） ないようでございますので、日程第7、議案第60号の質疑を終わります。

◎議案第61号の説明、質疑

○委員長（谷口茂弘） 次に、日程第8、議案第61号、令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 議案第61号、令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）については、電気料金の上昇に伴う原水及び浄水施設管理費並びに人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するものでございます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出について、水道事業費用の営業費用で458万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,281万8,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的支出の建設改良費で71万2,000円を追加し、補正後の予算総額を2億4,442万5,000円とするものです。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し、不足する額9,732万円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額376万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2,078万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金7,277万円で補填するものでございます。

議案61号の資料、A 4 の横表 1 枚のほうをご覧ください。

収益的支出の原水及び浄水費の原水及び浄水施設管理費で320万円を追加、これは電気料金の上昇に伴う動力費の補正です。

目、総係費の職員人件費では138万3,000円を追加、資本的支出の事務費の職員人件費で71万2,000円を追加、これらは給与改定及び人事異動等に伴う給料手当法定福利費などの補正となっております。以上でございます。

○委員長（谷口茂弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） ないようでございますので、日程第8、議案第61号の質疑を終ります。

◎議案第62号の説明、質疑

○委員長（谷口茂弘） 次に、日程第9、議案第62号、令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局より説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） 議案第62号、令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）については、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するものです。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出について、下水道事業収益の営業外収益で95万7,000円を追加し、補正後の予算額を4億5,314万円とし、下水道事業費用の営業費用で95万7,000円を追加し、補正後の予算総額を4億4,804万7,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出についてですが、資本的収入の出資金で134万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3億6,894万2,000円とし、資本的支出の建設改良費で134万3,000円を追加し、補正後の予算総額を4億7,834万7,000円とするものです。

議案第62号資料A 4 横2枚のページの1ページのほうをご覧ください。

収益的収入の目、他会計補助金の一般会計補助金で95万7,000円を追加、資本的収入の目、他会計出資金の一般会計出資金で134万3,000円を追加、これらは給与改定及び人事異動等に伴ういわゆる一般会計繰入金の補正です。

2ページをご覧ください。

収益的支出の総係費の職員人件費で95万7,000円を追加、資本的支出の事務費の職員人件費で134万3,000円を追加、これらも給与改定及び人事異動等に伴う給料手当法定福利費の補正となっております。

以上、よろしくご審査賜りますようよろしくお願ひいたします。

○委員長（谷口茂弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は举手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） ないようでございますので、日程第9、議案第62号の質疑を終わります。

◎議案第58号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘） 以上で審査が全て終わりましたので、直ちに討論、採決に入ります。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） 異議なしと認めます。

まず、議案第58号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） 討論なしと認めます。

これより議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）の採決に入ります。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○委員長（谷口茂弘） 举手多数であります。よって、議案第58号は原案のどおり可決すべきものと決しました。

◎議案第59号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘） 次に、議案第59号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） 討論なしと認めます。

これより議案第59号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○委員長（谷口茂弘）　　挙手全員であります。よって、議案第59号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第60号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘）　　次に、議案第60号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘）　　討論なしと認めます。

これより議案第60号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口茂弘）　　挙手全員であります。よって、議案第60号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第61号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘）　　次に、議案第61号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘）　　討論なしと認めます。

これより議案第61号、令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口茂弘）　　挙手全員であります。よって、議案第61号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第62号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘）　　次に、議案第62号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘）　　討論なしと認めます。

これより議案第62号、令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口茂弘）　　挙手全員であります。よって、議案第62号は原案どおり可決す

べきものと決しました。

◎議案第63号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘） 次に、議案第63号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） 討論なしと認めます。

これより議案第63号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口茂弘） 挙手全員であります。よって、議案第63号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第64号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘） 次に、議案第64号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） 討論なしと認めます。

これより議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口茂弘） 挙手多数であります。よって、議案第64号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第65号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘） 次に、議案第65号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） 討論なしと認めます。

これより議案第65号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口茂弘） 挙手多数であります。よって、議案第65号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第66号の討論、採決

○委員長（谷口茂弘） 次に、議案第66号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口茂弘） 討論なしと認めます。

これより議案第66号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口茂弘） 挙手全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、12月17日の本会議において討論される方は、配付しております討論通告書を12月15日月曜日、午後5時までに議長宛て提出をお願いいたします。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

以上で予算特別委員会を閉会することにいたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時53分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 谷 口 茂 弘